

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年1月7日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	岡 田 莊 史
同	寺 澤 和 男

## 措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（前期）（26 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 重点項目</b>            収納料金の払込みを適正に行うべきもの            (報告書 2 ページ)</p> <p>ア 公衆電話料について、1 年分をまとめて年度末に指定金融機関等へ払込みを行っていた。            長野市会計事務の手引によると、公衆電話料については、1 か月ごとに調定し指定金融機関等へ払い込むこととしている。            手引に基づき適正な収納事務をされたい。</p> <p><b>2 収入事務</b>            (1) 調定事務を適時に行うべきもの            (報告書 2 ページ)            自動販売機設置に伴う市有財産賃貸借料について、契約書で定めている支払日を過ぎてから調定し納付書を発行していた。            契約書に基づき、適正な調定事務をされたい。            (中条支所)</p> <p><b>3 支出事務</b>            (1) 適切な科目から支出を行うべきもの            (報告書 3 ページ)            庭木手入れ代金について、作業員賃金、消毒等の原材料費及び剪定枝の処分費用等をまとめて(節)賃金から支出していた。            法令等に基づき、適切な支出科目で処理されたい。            (若穂支所)</p>	<p>公衆電話料金については、職員の認識不足により、1 年分をまとめて調定し払い込んでいたことが原因であったため、長野市会計事務の手引を再確認し、6 月分から 1 か月ごとに調定し指定金融機関等へ払い込むとともに、監督体制を強化し、手引に基づく収納事務を確認する体制を整えた。            (当該施設)</p> <p>契約書で定めている支払日を過ぎてから調定し納付書を発行していたことについては、借受人の社名変更に伴う競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届が支払日前に提出されず、新社名での調定を行うことができなかつたので、変更届の提出後に調定すべきと判断したため、支払日を過ぎてしまったもので、職員の認識不足が原因であることから、契約規則及び関係要綱を再確認し適正な調定事務を行うよう徹底した。            (中条支所)</p> <p>今年度から「庭木病虫害防除業務委託」とし、13 節委託料からの支出とした。            (若穂支所)</p>

## 措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（前期）（26 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 適正な支出事務を行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>印刷機の賃借料について、前金払により支払いが行われていた。前金払をすることができるものは、地方自治法施行令第163条及び長野市財務規則第66条に掲げられた経費とされている。 法令等に基づき、適正な支出事務をされたい。 (大岡支所)</p> <p><b>4 契約事務</b></p> <p>(2) 物品購入契約を適切に行うべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>予定価格が 1 万円未満になるよう同一の物品を同日に同一業者から複数回にわたって分割して購入していた事例があった。 物品の購入に当たっては、分割発注による 1 人の者からの見積書の徴収による随意契約を避け、競争原理が働くよう契約事務を適切に行なわれたい。 (七二会支所)</p> <p>(3) 印紙の取り扱いを適正にすべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>契約書に印紙が貼付されていない事例及び契約書に貼付された印紙が斜線で消印されていた事例があった。 印紙税法第 8 条第 2 項及び同施行令第 5 条によると、印紙を消す場合には、印章又は署名で消さなければならないとされている。 契約書を受領する際は、印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適正に処理されたい。 (中条支所)</p>	<p>指摘事項については、職員の認識不足によることが原因であった。法令等に基づき、適正に契約・支払いすることを再徹底し、決裁者も確認した項目毎にチェックをつけることにより改善を図った。 (大岡支所)</p> <p>指摘の事項については、職員の認識不足によることが原因であったため、指摘のあった平成 26 年 5 月以降は、契約規則に基づき適正な事務処理をするように指導徹底し改善を図った。 (七二会支所)</p> <p>印紙の貼付については、印紙税法等を確認し、契約書に規定額の印紙を貼付した。 また、印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適切に処理することを徹底して改善を図った。 (中条支所)</p>

## 措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（前期）（26 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>5 財産管理事務</b> 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>ア 中条会館の使用について、使用許可の申請書が使用日以後に提出されていた事例があった。中条会館の使用に当たっては、中条会館の設置及び管理に関する条例第 3 条及び同条例施行規則第 3 条に基づき、市長の許可を受けなければならないとされている。また、使用料についても条例では前納しなければならないとされているが、使用日以後に調定され、後納されていた。</p> <p>条例等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。</p> <p>(中条支所)</p>	<p>中条会館の使用許可申請書が使用日以後に提出されていたこと及び使用料が使用日以後に調定されていたことについては、中条会館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の職員の認識不足が原因であったため、条例及び同条例施行規則を再確認するとともに、6 月以降の使用許可申請及び使用方法等の問い合わせがあった者については、申請方法及び使用料の納入時期等を説明することとし、条例等に基づいて適正に事務処理を行うよう徹底し改善を図った。</p> <p>(中条支所)</p>